

# 消費生活論

## 第11講 「消費者政策の展開と繊維製品の 「表示」「安全」」

三輪 聖子（岐阜女子大学）

**【目的】**

繊維製品等の「表示」について理解し、適切な処理をすることができる。

**【学修到達目標】**

・組成表示、家庭洗濯等取り扱い表示、はっ水表示、表示者について説明できる。

### 3-4 消費者政策の展開と繊維製品の「表示」「安全」

#### 1. 繊維製品の「表示」

##### (1) 衣料品の選択・購入判断と表示の重要性



①組成表示: 繊維の種類と混用率

②取り扱い絵表示: 洗濯方法、家庭での洗濯の可否など

③表示者名又は名称

④連絡先: 住所又は電話番号(両方載せてもよい)

表示が義務付けられている

#### 関連法律

「家庭用品品質表示法」「産業標準化法(JIS規格)」

「景品表示法(不当景品類及び不当表示防止法)」

例: カシミヤが入っていないのに「カシミヤ50%」と表示

(2) 家庭用品品質表示法、JIS規格

a. 組成表示、家庭洗濯等取り扱い表示、はっ水表示、表示者

～家庭用品品質表示法～



一般消費者が製品の品質を正しく認識し、その購入に際し不測の損失を被ることのないように、事業者が家庭用品の品質に関する表示を適正に行うよう要請し、一般消費者の利益を保護することを目的に、1962(S37)年に制定された。

対象用品: 繊維製品(「糸」「生地」「製品」)、合成樹脂加工品、電気機械器具、雑貨工業品



「繊維表示規定」で細則が定められている

所管省庁: 経済産業省と消費者庁

経済産業省 1997年大改正実施→繊維の組成表示規定に違反した場合→「指示・公表」制度の適用

消費者庁 「適正表示命令」「強制表示命令」を出すことができる→従わないと「罰則」

1997年改正により「収縮性」「難燃性」「寸法」は削除された

P83 表3-3 繊維製品品質表示の対象品目と表示項目

- ※1. 品質表示の内容を分離して表示を行う場合には、それぞれに表示者名等の付記が必要である。
- ※2. 糸の全部又は一部が綿、麻(亜麻及び苧麻に限る。)、毛、絹、ビスコース繊維、銅アンモニア繊維、アセテート繊維、ナイロン繊維、ポリエステル系合成繊維、ポリウレタン系合成繊維、ガラス繊維、ポリエチレン系合成繊維、ビニロン繊維、ポリ塩化ビニリデン系合成繊維、ポリ塩化ビニル系合成繊維、ポリアクリルニトリル系合成繊維又はポリプロピレン系合成繊維であるものに限る。
- ※3. 1に掲げる糸や2に掲げる織物、ニット生地又はレース生地を製品の全部又は一部に使用して製造し又は加工した繊維製品(電気加熱式のものを除く。)に限る。
- ※4. 「特定織物」とは、組成繊維中における絹の混用率が50%以上の織物又はたて糸若しくはよこ糸の組成繊維が絹のみの織物をいう。
- ※5. 詰物を使用しているものについては、表生地、裏生地及び詰物(ポケット口、肘、衿等の一部に衣服の形状を整えるための副資材として使用されている物を除く。)を表示する。
- ※6. 「はっ水性」の表示は、レインコート等はっ水性を必要とするコート以外の場合は必ずしも表示をする必要はない。

b. 組成表示

(1) 全体表示

表示例

製品に使用されている繊維ごとの、その製品全体に対する質量割合を百分率(%)で表示する方法。

綿 100%  ○○××株式会社 東京都千代田区○○町××番地 TEL 03-9999-9999	羊毛 50% カシミア 50%  ○○××株式会社 東京都千代田区○○町××番地 TEL 03-9999-9999	COTTON 50% ポリエステル 30% 再生繊維(セルロース) 20%  ○○××株式会社 東京都千代田区○○町××番地 TEL 03-9999-9999
--	--	---

(2) 分離表示

製品の部位を分離してわかりやすく示し、それぞれの部位について、当該部位の組成繊維であるすべての繊維の名称を示す用語に、それぞれの繊維の当該部位の組成繊維全体に対する混用率を百分率(%)で示す数値を併記して表示する方法。

分け方に特に決まりはないが、分けた部分をわかりやすく書く必要がある。(繊維製品の一部の部位に革又は合成皮革を使用している場合は、その部位をわかりやすく示し、雑貨工業品品質表示規程の内容に準じて材料の種類を示す用語を併記して表示する)。

表示例

たて糸 綿 100% よこ糸 レーヨン 100%  ○○××株式会社 東京都千代田区○○町××番地 TEL 03-9999-9999	地糸 ポリエステル 100% 柄糸 レーヨン 100%  ○○××株式会社 東京都千代田区○○町××番地 TEL 03-9999-9999
本体 綿 50% 麻 50% 衿 ポリエステル 100%  ○○××株式会社 東京都千代田区○○町××番地 TEL 03-9999-9999	身頃 綿 100% 袖 牛革  ○○××株式会社 東京都千代田区○○町××番地 TEL 03-9999-9999

混用率の許容範囲

混用率を表示する際の許容範囲は次の通りである。(許容範囲とは、混用率を表示する場合に、表示しようとする混用率と、正確な混用率との誤差がどの程度まで許されるかということ)(繊維規程 第9条)

表示	許容範囲	特例
100%の場合	毛...-3%以内 毛以外...-1%以内	紡毛製品・空紡糸製品...-5%以内(くず糸等を使用した紡毛製品又は空紡糸製品である旨を付記)
〇〇%以上の場合 〇〇%未満の場合	-0% +0%	
数値が5の整数倍の場合 (100%を除く)	±5%以内	
上記以外の場合	±4%以内	毛又は羽毛の間(※)... ±5%以内

(※)毛又は羽毛の間とは、繊維の名称を示す用語の繊維等の種類が毛である繊維(羊毛、モヘヤ、アルパカ、らくだ、カシミヤ、アンゴラ、その他のもの)又は羽毛(ダウン、その他のもの)同士の混用品について示したものの。

### c. 家庭洗濯等取扱い方法

家庭洗濯等取扱方法の表示は、JIS L0001(繊維製品の取扱いに関する表示記号及びその表示方法)に規定する記号を用いて表示する。(繊維規程第3条)

#### (1)記号

記号は次の5個の基本記号及び基本記号と組み合わせて用いる幾つかの付加記号で構成する。

- 〔1〕洗濯処理記号
- 〔2〕漂白処理記号
- 〔3〕乾燥処理記号(タンブル乾燥処理記号、自然乾燥処理記号)
- 〔4〕アイロン仕上げ処理記号
- 〔5〕商業クリーニング処理記号(ドライクリーニング処理記号、ウェットクリーニング処理記号)



	家庭洗濯	漂白	乾燥	アイロン	クリーニング
	洗濯機洗いも、手洗いも共に「桶」の記号です。中性洗剤使用の場合は記号のそばに書かれます。	酸素系漂白剤のマークが追加されました。	タンブル乾燥（家庭用回転式乾燥機）と濡れ干し（絞らずに干す）表示が追加されました。	あて布が必要な場合は、記号のそばに書かれます。	商業クリーニング向けの情報です。
基本記号					
付加記号	<p>&lt;強さ&gt;</p> <p> 線なし 通常    弱い    非常に弱い</p> <p>&lt;水温(上限)&gt; 桶の中の数字</p>		<p>&lt;温度&gt;</p> <p> 低    高</p>	<p>&lt;温度&gt;</p> <p> 低    高    高</p>	<p>&lt;強さ&gt;</p> <p> 線なし 通常    弱い    非常に弱い</p>
実際の記号例	<p> 40℃限度洗濯機「標準」※</p> <p> 40℃限度洗濯機「標準」※</p> <p> 30℃限度洗濯機「弱」※</p> <p> 40℃限度手洗い</p> <p> 家庭洗濯NG</p> <p>※洗濯機の機種により異なる。</p>	<p> 漂白OK</p> <p> 酸素系OK 塩素系NG</p> <p> 漂白NG</p>	<p>【タンブル乾燥】</p> <p> 高温 80℃まで</p> <p> 低温 60℃まで</p> <p> タンブル乾燥NG</p> <p>【自然乾燥】</p> <p>&lt;日なた&gt;   &lt;日陰&gt;</p> <p> つり干し</p> <p> 濡れつり干し</p> <p> 平干し</p> <p> 濡れ平干し</p>	<p> 高温 200℃まで</p> <p> 中温 150℃まで</p> <p> 低温110℃まで スチームなし</p> <p> アイロンNG</p>	<p> 全ての溶剤ドライクリーニング 通常処理</p> <p> 石油系溶剤ドライクリーニング 弱い処理</p> <p> ウェットクリーニング 非常に弱い処理</p> <p> ドライクリーニング NG</p> <p> ウェットクリーニング NG</p>

各基本記号共通の処理・操作を禁止する付加記号です。

出典（「JIS L 0001:2014」）

d. はっ水性の表示

「はっ(撥)水性」とは、水をはじきやすい性質を示し、これらの性質を必要とするレインコートなどの繊維製品に表示することができる。(繊維規程第2条、3条、8条、10条)

(1)表示方法

繊維製品の表生地についてはJIS L1092(繊維製品の防水性試験方法)の中で規定する処理を行った上で、同規格に規定する試験を行い、規定する水準以上のはっ水度を有するときに「はっ水(水をはじきやすい)」又は「撥水(水をはじきやすい)」の用語を用いて表示することができる。

(洗濯により「はっ水(撥水)」効果が失われる製品については、その旨を付記する場合に限り「はっ水(撥水)」の表示ができる)

規定によるはっ水の表示がなされていない場合は、はっ水性を表す用語及びレインコート等、はっ水性を必要とする繊維製品である旨の用語を用いることはできない。

表示例

はっ水  
(水をはじきやすい)

〇〇××株式会社  
東京都千代田区〇〇町××番地  
TEL 03-9999-9999

撥水  
(水をはじきやすい)  
水洗い後は撥水効果が  
なくなります。

〇〇××株式会社  
東京都千代田区〇〇町××番地  
TEL 03-9999-9999

e. 表示者、連絡先

表示には、表示者の「氏名又は名称」及び「住所又は電話番号」を付記(表示事項に近接して記載)することが必要である。また、品質表示の内容(繊維の組成、家庭洗濯等取扱い方法、はっ水性)を分離して表示を行う場合には、それぞれに表示者名等を付記することが必要である。(繊維規程第3条)

・縫い付けラベルのみで表示が行われている場合



・縫い付けラベルと下げ札とで表示が行われている場合)  
(下げ札)



+

(縫い付けラベル)



## 課題

組成表示や家庭洗濯等取扱い方法についてももう一度まとめてください。

そして、日常の洗濯を振り返り留意点を示してください。